

公 示 日：2026年1月14日（水）

調達管理番号：25a00830

国 名：フィジー国

担当部署：ガバナンス・平和構築部 STI・DX室

調達件名：フィジー国サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト（プログラム運営／業務調整）（現地滞在型）

適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付、期間等

- （1） 担当業務：プログラム運営／業務調整
- （2） 格付：3号
- （3） 業務の種類：専門家業務
- （4） 在勤市：スバ市
- （5） 全体期間：2026年3月中旬から2029年5月中旬
- （6） 業務量の目途：36人月

## 2. 業務の背景

大洋州地域では、国毎の人口が小さく、市場規模が限定的であることから、多くの国で国内産業の育成に課題を抱えている。生活必需品の多くは海外からの輸入に依存しており、世界的な価格高騰に対して脆弱であり、自國のみでの自立が困難な国が多いため、海外との連結性が非常に重要となっている。

このような背景から、ICTやデジタル技術の活用は地理的な制約を乗り越える大きな機会と捉えられており、フィジーを含む太平洋島嶼国ではICT及びデジタル技術の活用が進められている。一方、国際電気通信連合（ITU）が2024年に発表したGlobal Cybersecurity Index (GCI) 報告書によると、太平洋島嶼国は日本、米国、豪州、アジア諸国等と比べてサイバー攻撃に対して非常に脆弱とされており、近年はサイバー攻撃と思われる原因によりフィジーやバヌアツの政

府システムが機能不全となる等の事例も見られ、地域全体として通信基盤や政府システムの防御が十分ではなく、サイバーセキュリティ対策が喫緊の課題となっている。

また、大洋州地域では日本、米国、豪州の協力により東ミクロネシア海底ケーブル事業（EMC事業）が実施される等、海底ケーブルの敷設設計画が進んでいる。デジタル連結性強化が進む中、サイバーセキュリティ強化は一層の重要性を増しており、フィジー及び大洋州地域全体のサイバーセキュリティ能力向上を目的とした技術協力の要請が2024年度にフィジー政府より我が国に提出された。

以上の背景を受けて、JICAは2026年6月から「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト（広域）」（以下、「本プロジェクト」）を通して、フィジーを含む大洋州のODA対象国14か国的重要インフラ事業者及び政府関係者に対し、サイバーセキュリティ能力向上のための広域研修等の活動を実施し、かつ地域内で活動する他の開発機関及び政府と活動の調整及び連携を継続的に実施する。

本業務は、本プロジェクトの長期専門家としてプログラム運営／業務調整担当専門家一名を派遣するもの。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

### 3. 期待される成果

- (1) プログラム運営（研修・セミナー実施）：太平洋島嶼国向けの広域研修、セミナー、イベントが計画通り、効果的に実施され、参加者からの高い満足度が得られる。<sup>1</sup>
- (2) プログラム運営（援助協調）：プロジェクトと太平洋島嶼国で活動する関連ステークホルダー間（サイバーセキュリティ関連活動を実施する他開発機関及び他国政府等）の調整と知識の共有が促進され、活動状況の正確・適切な共有、及び関連活動との調整・連携が継続的に実施される。<sup>2</sup>
- (3) 業務調整：本事業の業務調整に重要な会計・庶務・調達が規則通りに、かつ効果的に行われる。

### 4. 業務の内容

本業務は、長期専門家としてプログラム運営／業務調整専門家一名をフィジ

---

<sup>1</sup> 案件概要表の成果1に該当

<sup>2</sup> 案件概要表の成果2に該当

一に派遣することにより、サイバーセキュリティ及びデジタル・ICT関連の研修・セミナーの実施及び地域内で活動する関係者との調整及び連携の実施を通じて、フィジー及び大洋州諸国的重要インフラ事業者及び政府関係者のサイバーセキュリティ能力向上を図り、もって大洋州地域のサイバーセキュリティ強化に資するもの。

本専門家は、前述の各成果に対して設定される以下の項目に関し、プログラム運営／業務調整担当専門家として活動する。なお、本プロジェクトの実施体制として、直営の国際協力専門員、必要に応じて本邦公的機関からの調査団、日本政府、他国政府及び国際機関等との連携等を予定している。

#### (プログラム運営(研修・セミナー実施))

- (1) サイバーセキュリティトレンド、日本及び国際的な標準・戦略・法規制、技術トレンド等を参考情報として収集、整理し、これらを基に研修・セミナー実施を含む年間活動計画を作成し、カウンターパート及び関連機関への情報共有・助言を適宜行う。
- (2) カウンターパート機関及び関連機関の組織体制に関して、組織の位置付け、人数及びチーム構成、予算措置状況等を継続的に確認した上で年間活動計画を更新する。
- (3) 協力先となる日本側政府機関及び必要に応じて他開発機関や他国政府等(以下、「第三者機関」)と実施内容及び体制について協議し、連携を通じた研修を含む活動実施の基本ルールを含む業務手順書を作成する。
- (4) サイバーセキュリティやデジタル技術に関する研修やセミナーを定期的に実施する。実施においてはフィジー側及び第三者機関と密に連携し、必要な手続(研修案内、研修員選定、会場・宿泊・航空券手配、レセプション手配、その他の調整等)を行う。<sup>3</sup>また、必要に応じて現地調達可能な現地業者の発掘・選定・契約を含む調達手続き及び機材調達のための一連の手続を実施する。
- (5) 女性や若者など、脆弱な人々に対する研修や意識啓発活動を実施する。

---

<sup>3</sup> 本協力で実施する研修は年に一度日本側政府機関の持つコンテンツを活用した共同実施を想定している。加えて、必要に応じて他国政府等との同様の連携も検討する。これらの連携を踏まえて受注者は当該年度内に確実に実施できるよう準備を進めることが求められるが、特に大洋州地域のコンテクスト及び対象国14か国との調整の観点で難易度が高いと考えられる。これらの点を踏まえて確実な実施に向けての具体的手法を簡易プロポーザルで提案してください。

### (プログラム運営（援助協調))

- (1) 大洋州地域内でサイバーセキュリティ関連活動を実施する他開発機関、他国政府機関、その他の関係者を含むコミュニティとの関係構築のため、適切な会議体・イベント等の特定、参加、情報交換、調整を継続的に実施する。
- (2) 継続的に研修参加国のニーズを確認し<sup>4</sup>、実施内容を日本、フィジー、第三者機関と協議し、サイバーセキュリティやデジタル技術関連研修やセミナー実施後のフィードバックを収集するための調査を行う。
- (3) 活動時期及び内容の重複を避け、効果的な連携を追及するため、継続的に活動計画の情報共有及び連携に関する協議を実施する。<sup>5</sup>

### (業務調整)

- (1) 日本側の活動に必要な物品管理、会計・庶務の取りまとめ及び計画的で確実な執行に加え、関係者と共に各種報告書の作成及び適時の広報活動を実施する。<sup>6</sup>
- (2) 合同調整委員会等を通じたカウンターパート機関との協議を踏まえ、フィジー側の実施計画（インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境）の把握、本プロジェクトの全体及び年間計画の取りまとめ、その計画的な実行を図る。
- (3) JICA ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室、JICA 国際協力専門員及びその他の関係者と連携し、活動報告、全体調整及び詳細の協議を行い、問題解決にあたる。また、必要に応じて JICA ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室及びフィジー事務所にも報告を行う。
- (4) JICA ガバナンス・平和構築部 STI・DX の運営するサイバーセキュリティクラスター<sup>7</sup>のため、現地の情報収集と JICA ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室への

<sup>4</sup> 大洋州地域の、研修機会が多くサイバーセキュリティ人材が少ないというコンテクストを踏まえて、適切な参加者に適切な内容で研修・セミナー等の機会を提供したいという意図。

<sup>5</sup> 他開発機関、他国開発機関、民間団体等、大洋州地域においてサイバーセキュリティに関する活動を行う期間の数は多く、類似活動の提供や同一の参加者の継続参加等が課題としてよく挙げられる。活動の重複を避けるための調整や連携によるシナジー追及のための連携の検討に向けて継続的な協議の必要性が地域内でも強く認識されており、本協力においては受注者が日本側の中心的役割を担うことが期待されるため、関係者との関係構築及び活動の調整・連携可能性の追求の具体的手法について簡易プロポーザルで提案してください。

<sup>6</sup> 本事業の実施において受注者は現地に滞在しながら事業全体が円滑に進むよう、必要な各種事務手続きを適時正確に実施していくことが期待されます。本事業の効果的な実施を支える各種事務手続きの確実な実施手法について簡易プロポーザルで提案してください。

<sup>7</sup> <<https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/digital/ei8tc50000005j05-att/cybersecurity.pdf>>

情報共有を行う。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	他の関連機関と連携した研修の確実な実施の、大洋州地域のコンテンツを踏まえた具体的手法	「4. 業務の内容」の「（プログラム運営（研修・セミナー実施））」の（4）
2	大洋州地域内で活動する関係機関との関係構築、活動の調整・連携可能性追求の具体的手法	「4. 業務の内容」の「（プログラム運営（援助協調））」の（1）及び（3）
3	本事業の効果的な実施を支える各種事務手続（物品管理、会計・庶務等）の確実な実施手法	「4. 業務の内容」の「業務調整」の（1）

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	<ul style="list-style-type: none"><li>「プログラム運営（研修・セミナー実施）」及び「プログラム運営（援助協調）」に関連して、大洋州地域での実務経験があることが望ましい。</li><li>「業務調整」に関連して、海外での実務経験（例：JICA専門家、青年海外協力隊、企画調査員等のJICA事業従事経験等）があることが望ましい。</li><li>●</li></ul>
語学の種類	<ul style="list-style-type: none"><li>● 英語</li></ul>

## 5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン <sup>8</sup>	渡航開始より1ヶ月以内	JICA ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室	一	英語	電子データ
		JICA フィジー事務所	一	日本語	電子データ
			一	英語	電子データ
		C/P 機関	一	日本語	電子データ
			一	英語	電子データ
3か月報告書	渡航開始より3ヶ月ごと <sup>9</sup>	JICA 国際協力調達部 (CC: JICA ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室)	一	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6ヶ月ごと	国際協力調達部 (CC: ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室、フィジー事務所)	一	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室 (CC: JICA 国際協力調達部、フィジー事務所)	1部	日本語	電子データ

## 6. 業務上の特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地渡航は 2026 月 5 月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

#### ② 現地での業務体制

<sup>8</sup> 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容（案）などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS : Work Breakdown Structure 等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

<sup>9</sup> 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

本プロジェクトに係る現地業務従事者は以下の通りです。なお以下は現時点での想定であり、変更が生じる可能性があります。

ア JICA国際協力専門員

イ プログラム運営／業務調整担当専門家（本契約の業務従事者）

※ アは、JICA本部からの直営調査団として別途派遣予定（2026年5月～2029年5月の間で数回を想定）。

## （2）参考資料

本業務に関する資料をJICAガバナンス・平和構築部STI・DX室から配布しますので、[gpgsd@jica.go.jp](mailto:gpgsd@jica.go.jp)宛てにご連絡ください。

- フィジー国サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト（広域）詳細計画報告書（抜粋版：詳細計画策定調査時点（2025年4月時点））  
※本報告書と本公示の別紙「案件概要表」との間に相違がある場合には、本公示の別紙「案件概要表」が優先される。

## 7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	競争参加資格確認申請書の提出期限	2026年1月23日 12時
2	競争参加資格要件の確認結果の通知	2026年1月27日まで
3	簡易プロポーザルの提出期限	2026年1月28日 12時まで
4	プレゼンテーション実施案内	2026年2月6日まで
5	プレゼンテーション実施日	2026年 2月12日13:45-14:45
6	評価結果の通知	2026年 2月 17日まで

## 8. 応募条件等

- （1） 参加資格のない者等：特になし
- （2） 家族帶同：可

## 9. 競争参加資格の確認（情報保全対象案件の場合）

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 48-49 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限（別添資料 1 1）」の 1. (1) 4) に規定している「競争開始日」は、簡易プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

### （1）提出書類および提出方法

#### ① 法人の場合

- ・提出書類：競争参加資格確認申請書等 9 書類
- ・提出方法：書類提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。（件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）  
※依頼が 1 営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ・書類を作成されたフォルダへご提出ください。

#### ② 個人の場合

- ・提出書類はありません。

## 10. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- （1） 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- （2） プレゼンテーション資料提出部数 : 1 部
- （3） 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

[\(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf\)](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

## 11. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

## 12. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

### （1） 業務の実施方針等：

- |                  |      |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点  |

### （2） 業務従事者の経験能力等：

- |                     |      |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験           | 20 点 |
| ② 語学力               | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等         | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

### 13. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

#### (1) 報酬等単価

##### ① 報酬 :

家族帯同の有無	本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,238,000
	個人	941,000

##### ② 教育費 :

就学形態	3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	—
	インターナショナルスクール／	260,300	278,500
	現地校		

##### ③ 住居費 : 1,400 ドル／月

##### ④ 航空賃（往復） : 641,628 円／人

#### (2) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 執務スペースの提供：カウンターパートのオフィス内における執務スペースを提供予定（ネット環境完備予定）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請  
日本国籍以外の場合は当該国的一般旅券を自己手配

#### （4）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィジー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

#### （5）臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA フィジー事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

以上

## 案件概要表

### 1. 案件名（国名）

国名： フィジー共和国（フィジー）

案件名： サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト（広域）

Project for Improving Cybersecurity Capability in the Pacific Island Countries

### 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国及び大洋州地域におけるサイバーセキュリティを含む情報通信技術（ICT）セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

大洋州地域では、国毎の人口が小さく、市場規模が限定的であることから、多くの国で国内産業の育成に課題を抱えている。生活必需品の多くは海外からの輸入に依存しており、世界的な価格高騰に対して脆弱であり、自国のみでの自立が困難な国が多いため、海外との連結性が非常に重要となっている。

このような背景から、ICT やデジタル技術の活用は地理的な制約を乗り越える大きな機会と捉えられており、フィジーを含む太平洋島嶼国では ICT 及びデジタル技術への活用が進められている。一方、国際電気通信連合（ITU）が 2024 年に発表した Global Cybersecurity Index（GCI）報告書によると、太平洋島嶼国は日本、米国、豪州、アジア諸国等と比べてサイバー攻撃に対して非常に脆弱とされており、近年はサイバー攻撃と思われる原因によりフィジーやバヌアツの政府システムが機能不全となる等の事例も見られ、地域全体として通信基盤や政府システムの防御が十分ではなく、サイバーセキュリティ対策が喫緊の課題となっている。

また、大洋州地域では日本、米国、豪州の協力により東ミクロネシア海底ケーブル事業（EMC 事業）が実施される等、海底ケーブルの敷設設計画が進んでいる。デジタル連結性強化が進む中、サイバーセキュリティ強化は一層の重要性を増しており、フィジー及び大洋州地域全体のサイバーセキュリティ能力向上を目的とした技術協力の要請が 2024 年度にフィジー政府より我が国に提出された。

大洋州地域におけるサイバーセキュリティ分野の能力構築への支援は第 10 回太平洋・島サミット（PALM10）での共同行動計画でもコミットされ、フィジー政府の国家開発計画（2025-2029）における優先課題「情報通信技術」、及び太平洋諸島フォーラムによる地域開発戦略「ブルーパシフィック大陸のための 2050 年戦略」における優先課題「技術と連結性」に対して、サイバーセキュリティ強化の観点から貢献するものであり、本案件の実施意義は大きい。

(2) 当該国及び大洋州地域のサイバーセキュリティを含むICTセクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

「対フィジー国別開発協力方針」(2019年4月)では「経済発展に向けた基盤整備」を重点項目として挙げており、通信を含むインフラ整備・連結性の強化の支援を重点的に実施するとしている。また、PALM10 重点分野のうち、「技術と連結性」に位置づけられ、太平洋の連結性とサイバーセキュリティ能力向上にかかる協力の一環として、太平洋島嶼国地域におけるデジタル連結性の安全性、信頼性、及び利用可能性の向上に貢献するものである。

加えて、JICAグローバル・アジェンダ「デジタル化の促進」(2022年)では、「自由で安全なデジタル社会の実現(サイバーセキュリティ・クラスター)」を重点的な取組みとして挙げており、本事業は、広く大洋州地域におけるサイバーセキュリティへの対応能力を強化し、サイバーセキュリティの実現及び経済社会活動の基盤であるサイバー空間の安定的な利用に資するものであり、上記方針とも合致するものとなる。

なお、本事業はサイバーセキュリティ対応能力強化を他国及び国際機関等との連携を通して行うものであり、持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)の主にゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」及びゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

大洋州の中心的な援助機関として活動的な豪州外務貿易省(DFAT: Department of Foreign Affairs and Trade)は、国家サイバーセキュリティ戦略策定支援(2025年末策定予定)を実施している。サイバーアンシデント対策支援等を含むMOUをフィジーと締結している他、フィジー警察と豪州連邦警察間、及びオンライン安全規制庁である豪州eSafety CommissionerとフィジーOnline Safety Commission間での協力関係を有している。

ニュージーランド政府は、2023年から2024年にかけてFiji National Computer Emergency Response Team(Fiji-CERT)へのリソースに関する助言等含むニーズ評価と能力強化研修を実施した。同国内務省(DIA: Department of Internal Affairs)は同地域の複数国へデジタル児童搾取フィルターシステムの適用を主導している。

ITUはフィジー通信省に対して、サイバーセキュリティ分野を含む国家デジタル戦略の策定支援(2025年3月策定)やサイバーセキュリティ成熟度評価、国家CIRT分析等を、フィジーを含む同地域の複数国へ提供してきた。現在は

接続性向上と持続可能なサービス提供を目指す Smart Islands プロジェクト<sup>10</sup>を同地域向けに実施している。

その他、The Pacific Cyber Security Operational Network (PaCSON)及びGlobal Forum on Cyber Expertise (GFCE)によるネットワーキング、地域機関である太平洋諸島フォーラム(PIF: Pacific Islands Forum)や Pacific Regional Infrastructure Facility (PRIF)による調整等、様々な活動が実施されている。

なお、アメリカ合衆国国際開発庁 (USAID: United States Agency for International Development) は Digital Connectivity and Cybersecurity Partnership (DCCP)を通してフィジーを含む大洋州 12 か国に対してサイバーセキュリティを含む能力構築支援を実施していたが、2025 年 7 月時点においては活動停止となっている。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は、フィジー警察省 (MoP: Ministry of Policing)<sup>11</sup>をカウンターパート (C/P) とし、フィジーおよび太平洋 13 か国<sup>12</sup>の重要インフラ事業者及び政府機関を対象に、サイバーセキュリティ／デジタル関連研修やセミナーを実施し、関連ステークホルダー間の調整と知識の共有を促進することにより、フィジー及び太平洋島嶼国の中堅インフラ事業者及び政府関係者のサイバーセキュリティ能力の向上を図り、もって太平洋地域のサイバーセキュリティの強化に資するもの。

#### (2) プロジェクトサイト／対象地域：フィジー（スバ）及び大洋州 13 か国（合計 14 か国の人団 1,130 万人、面積 530,000 平方 km）

#### (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：フィジー及び大洋州 13 か国の政府関係者、重要インフラ事業者

最終受益者：フィジー及び大洋州 13 か国の国民

#### (4) 事業実施期間

2026 年 5 月～2029 年 4 月を予定（計 36 カ月、長期専門家着任時が開始時期となる）

#### (5) 事業実施体制

実施機関：フィジー警察省 (MoP)

協力機関：フィジー通信省 (Ministry of Communication)、南太平洋大学

<sup>10</sup> <<https://www.itu.int/en/ITU-D/ICT-Applications/Pages/smart-islands.aspx>>

<sup>11</sup> MoPは2025年1月に再編されたばかりの省庁であり、まだ正式な日本語名が確定していないため、「警察省」を仮訳として用いる。

<sup>12</sup> 日本のODA対象国である、キリバス、ミクロネシア連邦、ナウル、ツバル、フィジー、パプアニューギニア、パラオ、マーシャル諸島、サモア、トンガ、バヌアツ、ニウエ、クック諸島、ソロモン諸島を指す。

(USP: University of the South Pacific)、フィジー国立大学 (FNU: Fiji National University)

(6) 投入 (インプット)

1) 日本側

- ① 専門家派遣 (合計約 36 人月) 及び現地傭人: プログラム運営／業務調整 (長期専門家) 及びアシスタント (研修運営支援)
- ② 研修: 現地研修 (対面またはオンライン) 及び (必要に応じて) 本邦・第三国研修
- ③ 機材供与: (必要に応じて) 研修用機材

2) フィジー国側

- ① C/P の配置
- ② 活動のためのオフィス場所の確保
- ③ 研修会場のアレンジ、通信環境の提供
- ④ 関係者間の調整
- ⑤ 現地費用・光熱費 (JICA 支援対象外の既存設備の維持費、会議準備費用等)

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

総務省によるサイバーセキュリティ能力構築演習 (2025 年 3 月まで) 及び大洋州島嶼国向け ICT 研修 (2025 年 2 月)

2) 他の開発協力機関等の援助活動

DFAT による国家サイバーセキュリティ戦略策定支援、ITU による国家デジタル戦略策定支援、PaCSON による地域ネットワーク運営、GFCE による開発協力機関と太平洋島嶼国のネットワーキング、PIF によるサイバーセキュリティを含む「安全保障」への取り組み、PRIF による開発協力機関間の調整会議の開催等がある。

本事業は、日米豪が推進する EMC 事業への日本の貢献という位置づけとなる。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダーフィルタ

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類: C
- ② カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布) 上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項: 特になし

3) ジェンダー分類：【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」  
＜活動内容/分類理由＞ 本事業は、事前評価表対象外であるため。活動においては、「1-5：女性や若者など、脆弱な人々に対する研修や意識啓発活動を実施する。」に加え、女性を対象としたサイバーセキュリティ分野でのワークショップ等の開催を行う。

(9) その他特記事項：特になし

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：大洋州地域のサイバーセキュリティが強化される。

指標及び目標値：GCI スコア

プロジェクト目標：フィジー及び大洋州諸国的重要インフラ事業者及び政府関係者のサイバーセキュリティ能力が向上する。

指標及び目標値： 量的指標：参加研修員の理解度、質的指標：研修内容の業務への貢献度

(2) 成果

成果1：太平洋島嶼国向けの研修、セミナー、イベントが計画通り実施される。

成果2：プロジェクトと太平洋島嶼国で活動する関連ステークホルダー間の調整と知識の共有が促進される。

(3) 主な活動

1-1：年間活動計画を作成する。

1-2：年間活動計画を更新する。

1-3：第三者機関と連携した研修実施のための基本ルールを含む業務手順書を作成する。

1-4：サイバーセキュリティやデジタル技術に関する研修やセミナーを定期的に実施する。

1-5：女性や若者など、脆弱な人々に対する研修や意識啓発活動を実施する。

2-1：計画、スケジュール、プロジェクト活動に関してステークホルダーと定期的に連絡・調整を実施する。

2-2：太平洋島嶼国から研修やセミナーに関するニーズやフィードバックを収集するための調査を実施する。

2-3：プロジェクト活動の重複や空白に関してステークホルダーと定期的にレビューし、研修やセミナー内容の調整を行う。

#### 5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

1) C/P に人材が配置されること。

- 2) C/P の責務が大幅に変更されないこと。
  - 3) 各国におけるセキュリティ関連業務が維持されるための予算と人材が継続的に提供されること。
- (2) 外部条件
- 1) 対象各国の経済及び政治環境の変化の結果、C/P 及び関連機関の活動継続性及び実施体制に大きな変化が生じないこと。
  - 2) 各国において、サイバーセキュリティの推進に向けた取り組みが維持されること。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア国情報セキュリティ能力向上プロジェクト（技術協力プロジェクト：2014年～2017年）においては、各種国際会議等が頻繁に行われる関係で、C/P が不在とし、プロジェクトの進捗に影響を及ぼすことあった。本事業においても、C/P の内務省及び研修参加者であるフィジー・太平洋島嶼国のサイバーセキュリティを所掌する人員は限定的であり、かつ他の開発協力機関による研修等の活動が活発であることを踏まえて、研修やセミナー等のイベントの予定について、前広にC/P 及び関係者と確認を行い、C/P の業務状況を踏まえて短期集中で活動を行う等、柔軟に活動が進められるようにプロジェクト計画への反映を検討する。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、フィジー及び太平洋島嶼国の政府関係者のサイバーセキュリティ能力強化を通じて太平洋地域のサイバーセキュリティの強化に資するものであり、SDGs ゴール 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」及びゴール 17「パートナーシップで目標を達成しよう」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標  
「4. 事業の枠組み」のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール  
事業開始 8 カ月以内（案件開始後に適宜調整予定） ベースライン調査
- (3) 実施中モニタリング計画  
事業開始後 原則年 1 回程度 JCC における相手国実施機関との合同レビュー  
事業終了 約 3 か月前 JCC における相手国実施機関との合同レビュー

以上